令和６年第２回今金町議会臨時会　第１号

令和６年４月30日（火）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　議案第１号　令和６年度今金町一般会計補正予算（第２号）について
４　議案第２号　町長及び副町長の給与月額の減額支給に関する条例制定について

○出席議員（12名）

議長１２番	芳賀芳夫君	副議長１１番	日置紳一君
１番	苅屋泰裕君	２番	岸　雅子君
３番	矢内義則君	４番	上村　忠君
５番	内ヶ島祐一君	６番	岸　徹也君
７番	村上忠弘君	８番	川上絹子君
９番	向井孝一君	１０番	村瀬　廣君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	中島光弘君
副町長	森　朋彦君
総務財政課長	山田　薫君
総務財政課長補佐	竹内佳生君
総務財政課長主幹	松浦秀明君
国営農地再編推進室長	白山　晋君
国営農地再編推進次長	大口陽平君
農業委員会事務局長	諸戸康浩君

○出席事務局職員

議会事務局長	伊藤靖徳君
議会事務局主事	海津侑也君

開議　午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　おはようございます。

只今の出席議員は 12 名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和6年第2回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（芳賀芳夫君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、村瀬君、日置君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（芳賀芳夫君）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、会期は本日の１日間と決定いたしました。

◎日程第３　議案第２号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第3、議案第2号を議題といたします。令和6年度今金町一般会計補正予算第2号について、理事者の説明を求めます。町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　おはようございます。本日は大変お忙しいところ、急遽の臨時会をお願い申し上げたところでありますが、開催のご配慮を賜り、心から感謝を申し上げたいと思います。これより申し上げます提案理由につきましては、本日提案議案双方に関わることでありますので、あらかじめご承知おき賜りたくよろしくお願いをいたします。国営緊急農地再編整備事業で実施中の換地処分において、生前一括贈与により贈与税の納税猶予を受けている農地が含まれておりますが、納税猶予を継続するために必要な税務署への申請手続きにおいて、申請期限を誤って認識していたことにより、申請書類の提出が間に合わず、納税猶予を継続することができなくなるという事案が発生をいたしました。このことが判明してから、幾度か所管をいたします八雲税務署及び函館税務署に協議を行い、納税猶予の継続に向けて善処していただいたところでありますが、結論としては、当該農地を所有する農業者に対し、贈与税が課税されるとの判断とならざるをえず、所定の期日までに納付しなければならなくなった次第であります。このことについては、当該農業者にはなんら、瑕疵があるもので

はなく、すべては事務を適正に執行できなかった、町側に起因するものであり、ご本人が負担をする、納付税額については町費で補填対応させていただきたく、特段のご配慮をお願いする次第であります。また、理事者として、みずからを律し、責任を尽くすため、給料月額の減額を行うことにつきましても、ご理解を賜りたく、よろしくお願いをいたします。当該農業者におきましてはまことに不本意な結果であり、多大なご迷惑をおかけしてしまっていることを大変申し訳なく存じております。また、町議会を初め、国営事業推進に当たり、様々ご配慮をいただいております。国、北海道はじめ町内各関係機関団体、そして町民の皆様に対しましては、行政機関としての信頼を大きく損ねてしまう結果となり、町行政の管理責任者として重く、その責任を受けとめ、衷心より深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。この後、副町長より一連の経過等の説明を行い、議案を提案させていただいておりますので、ご審議ご承認につきまして、ご配慮賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　おはようございます。それでは、国営農地再編推進室より提出の資料によりまして、経過等事案の概要についてご説明を申し上げます。1 ページをお願いをいたします。上から順に参りますが、該当地は、稲穂に所在をしております。11 筆の農地、合計の面積で 5 万 8,308 平方メートルで、お 1 人の農業者の方が所有をしている農地となっております。贈与税の確定額は 282 万 8600 円となります。この納期限につきましては、土地の売却が確定した日から 2 ヶ月以内とされておりまして、この度は連休中に納期到来のため、繰り下げて、令和 6 年 5 月 7 日までの納付とされています。次に贈与税が確定された原因、つまりは、納税猶予継続できなくなった要因でありますが、この換地処分に伴う納税猶予の継続は、買い替えの特例という制度にのっとって行うこととなり、この特例制度の申請は、土地の売却から 1 ヶ月以内に行うこととされております。起算日となる売却確定日は、本来は換地処分日である令和 6 年 3 月 6 日となり、1 ヶ月後である 4 月 5 日までに申請すべきところ、換地清算金の徴収支払日である令和6年3月22日を土地の売却確定日と誤って認識し、申請期限を 4 月 22 日として申請書提出の担当である農業委員会事務局へ引き継いでしまったことが要因であります。次に経緯として、一連の流れについて、一覧表にまとめておりますが、予定されている換地処分の土地に生前一括贈与土地が含まれていることは、当該農地を所有する農業者も担当職員も、事業の開始当初から認識をしておりましたので、コンサル事業者等とも情報を共有し、取り進めにそごがないように留意して参った次第であります。手続きの具体的な取り進めについては、表の通り、令和 5 年 8 月 10 日から順次、八雲税務署及び函館税務署との情報交換やご指導をいただきながら、生前一括贈与が維持される要件など、必要事項を確認し、書類の整備に準備を進めてきたところであります。その後、令和 6 年 3 月 15 日、表の下から 3 段目になりますが、農業委員会への事務引き継ぎを経て、4 月 9 日に、所要の手続きについて、農業委員会から八雲税務署に問い合わせを行った際、申請期限を経過しているのではないかとの疑義があり、次のページお願いいたします。翌 4 月 10 日に、

函館税務署からすでに期限が経過していることが判明した旨、回答があった次第でございます。その直後から、函館税務署において、納税猶予維持の対応を協議いただきましたが、4月17日に納税猶予が解除されて、贈与税が課税されることになるとの結論が函館税務署から伝えられました。その後においても、私どもの方から、善後策の検討や、納税猶予について再協議をお願いをしたところですが、協議が整わず、贈与税の納期限である5月7日を経過すると、延滞税が加算されるといったことも考慮しなければならず、何よりも、私どもの事務が適切に行われなかったことに起因をしておりますので、これから提案いたします補正予算をもって補填させていただきたいという判断をし、本日の臨時会開催にご配慮いただいた次第でございます。1 ページに戻っていただきまして、本来の起算日であります、土地売却が確定した日である、換地処分日、令和6年3月6日は下から4段目にございます。そして、誤って起算日と認識しておりました換地清算金徴収支払日の3月20日は、下から2段目にございます。他の経緯との時系列上の位置関係を確認いただければと存じておりますので、よろしくお願いいたします。なお資料にはございませんが、当該農業者に対しましては、23日に一連の経過を説明をし、謝罪をした上で、今後、町が予定をしている対応についてご理解をいただいたところであります。税額の納付につきましては、本日ご承認をいただけましたら、速やかに手続きを行うことで準備を進めて参りたいと存じます。以上が一連の経過でございます。なお今後、同様のことが起きないよう、再発防止としましては、まずは、一連の経過要因等について、両税務署及び函館開発建設部、函館農業事務所、並びに檜山振興局など、複数の関係機関とも情報を共有して参りました。また、実務的には、記述など、具体的に事務スケジュールを明確にした上で、事務の執行に当たること。事務の引き継ぎ等においても、担当者同士だけではなく、複数人で行い、定期的に進捗状況を確認するなど、事務執行に対する牽制やチェック体制をしっかり構築するよう、26日に開催をした臨時三役課長会議においても、全庁的に指示をさせていただいたところでございます。冒頭、町長からは行政の全体執行者としてのお詫びがございました。自分自身は実務上の管理監督者としての立場にありますので、町長同様に責任を明確にしたいと存じております。また関係職員においても事態を重く受けとめているところでありますが、処分についても行う運びとしておりますことを申し添えをさせていただきたいと存じます。この度は当該農業者、ご本人様はじめ、関係各位に対し深くお詫びを申し上げます。大変申しわけございませんでした。以上、事案の概要説明とさせていただきます。

それでは改めまして議案第2号、令和6年度今金町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ282万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,919万1千円にしようとするものであります。補正の主なものについて、歳入より申し上げます。1ページ、お願いいたします。18款繰入金において、282万9千円の追加は、基金繰入金です。次に、歳出は2ページです。6款農林水産業費において282万9,千円の追加は、農業費です。以上概要を申し上げました。本補正予算案は先ほど説明を

いたしました通り、贈与税として納付することとなる額に対応するものでございます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑は歳出歳入全般について行います。

○９番（向井紘一君）　議案第２号からなの。じゃないでしょう。議案第２号からはいるの。

○議長（芳賀芳夫君）　議案第２号です。苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　まず最初にですね、この手続きに関するミスとかそういうことに関してはですね、やはり人間でありますから、もう多少といいますか、本当あってはならないっていうことはあると思うんですが、ミス等があったのは致し方ないと、むしろそれよりもそれに対してこれからどうしていくかということの方が大事だということなんじゃないかなとまず思うということを、まず私の考えを述べさせていただきます。その上でですね、今回のこの事案がなぜ発生したのかというところを、私なりにちょっと解釈させていただいて、いくつか質問させていただきたいと思います。まずですね、この買い替え特例というものに関してですね、これは過去、これから、今までですね、買い替え特例を使った生前一括贈与の仕組みというものは使われたことがあるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今明確にですねそういう事例があったかどうかというところで記憶の範囲なんですけれども、以前に八束の道営事業の方で該当するような事案があったかというふうに、今、記憶しておりますけれども、ちょっと明確ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　その中でですね。過去にもあったかどうかちょっとわからないということでありましたけども、今回の買い替え特例を使うにあたってですね、この経緯を見てみますと、２回にわたって税務署からですね、売却から１ヶ月以内に申請が必要だというふうに、回答を受けているということでございましたが、この３月15日の日にですね、国営の推進室から農業委員会の引き継ぎの中で、このことが共有されたのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　まずですね、今回この買い替え特例というところなんですけれども、事業に参画をする当初の段階から、先ほど申し上げましたけれども、この該当する土地があるということは、国営の担当者の方、それから、今回該当をされました農業者の方も存じ上げていて、設計の段階から特に面積関係ですね、ここについて、十分配慮しながら進めてきたという経過がございます。その上で８月の10日から、実務的なところの、やりとりを税務署の方と行ってきたわけでありますけれども、この段階でこの資料にもありますけれども、土地の売却という表現があります。要はこのことの取り扱いを購入したというところでありますけれども、この買い替えの特例

制度、途中資料の中にもありますけれども、面積要件ではなくて、要は換地の精算金、これの取り扱いが重要な要素になるんだよということで、取り進めてきた経過があります。ですのでそのことが、要は換地処分日ではなくて、清算金を調整の支払日が 3 月 20 日ということで予定をされておりましたので、そこですべての事業が完結するというふうに認識をしてしまったというところが、大きな要因であります。そのことについては、3 月の 15 日に事務引き継ぎを行っておりますけれども、その誤認をしたまま、農業委員会の方へ引き継ぎをしてしまったというところが事実ということになります。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　ということはあんまり経験がなかったということも、このことに関して、買い替え特例ということを活用したことの経験がなかったということで、国営の推進室の方も、農業委員会の方も、あんまり認識としてそこまで具体的にわからなかったということであるということでありますが、国営推進室の方は、税務署から 1 ヶ月以内ですよと言われていたのにもかかわらずですね、ここの、3 月 6 日の効力発生日から約 10 日、11 日後ぐらいにこれ引き継ぎを行われてるということで、本来、4 月の 5 日ですか。だとすると、この 1 ヶ月以内に提出しなければならない書類っていうのはこの代替農地等の所得等に関する承認申請書ということであるというふうに思いますけども、それは準備はその 1 週 10 日、20 日、残り 20 日ぐらいで準備ができたものなんでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今おっしゃっていただいたような、納税猶予の継続に対して必要な書類、これについては、先ほどから再三申し上げますけれども、3 月 22 日を確定日ということで購入してましたので、4 月の 20 日まで、というところでありますので、実務的には、期限としては間に合う中での引き継ぎの時期だったということであります。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）両者とも誤認してたということなんだというふうな理解でよろしいですね。わかりました。でですね今回、これ 282 万 9 千円ですか。が町の公費から出されるということでですね、先ほども言いましたけども、ミス等というのは、どうしてもいろいろな策をとってもですね、時には間違いっていうのはあり得るというふうに思うんですが、その中でですね、すべて公費で、やるということに関して、理事者の方々はどのような認識を持たれてるかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　冒頭、ご説明を申し上げましたけれども、本来でない町費の支出をお願いするわけでありますので当然ながら、理事者の責任もきちっと明確にしたいということで、給与の減額条例の、提出をさせております。それから、るる今ありましたけれども一番は再発防止ということで、国営にまつわる事業でしたけれども、臨時三役課長会議をしてですね、各課それぞれ給付をしたりだとか、いろんな業務を

持っておりますので改めてダブルチェック、それから全体的に共有をするということを再確認をして、取り組んでいきたいということを伝えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　ありがとうございます。この事案に関してですね、私も追跡したことでありますけども、これから町民の方々にこのようなことがありましたと、いうことと、それぞれの立場で責任を取っていくと、次に生かすような取り組みを行っていくということは町民の方々に、どのように周知していこうとお考えかちょっと教えてください。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　町民の皆様にというところでありますけれどももちろん私がいろいろこれからある場面でこのお話をいたしますし、それから国営緊急農地再編事業のこれから総会もございます。それから、農業委員会につきましては、農業委員会長とも今朝共有をさせていただいておりますので認識をしていきたいというふうに思っておりますし、それから、議会だよりなり、それから町の広報紙の中でも、必要な部分については、提示をしたいというふうに思っております。

○議長（芳賀芳夫君）　その他ございませんか。向井君。

○９番（向井紘一君）　今回小さなミスから大変大きな問題引き起こしたってことで、先ほどから質問がありましたように、町費を使うということは非常に残念な結果なんですよね。そこで町長みずから、副町長含めて責任を負った形で、このように条例改正されたということは非常に町政にとっては重い出来事でありまして、やはりこのことが二度と繰り返さないというためにもですね、やはり職員の監督指示の指導をきちっと、するためにも、先ほど副町長の方から、携わった職員にも厳重処分という言葉が出ましたけども、その内容について、できれば、お話していただければと思うんですけども。

○議長（芳賀芳夫君）　ちょっと待ってください。ただいまの向井君の発言については、次の議題で協議をいただければなと。ただいま、補正についての質疑中でありますので、その辺よろしくお願いいたします。その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　質疑を終わります。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。討論を打ち切り、日程第３、議案第２号について採決を行います。議案は原案の通り決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、議案第２号は原案の通り可決いたしました。

◎日程第４　議案第１号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第4、議案第1号を議題といたします。

町長及び副町長の給料月額の減額支給に関する条例制定について。理事者の説明を求めます。副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　議案第1号、町長及び副町長の給料月額の減額支給に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。国営緊急農地再編整備事業における換地処分において、生前一括贈与の手続きに関し、不適正な事務執行により、町民の皆様に対し多大なご迷惑と、行政機関としての信頼を大きく損ねたことから、管理責任者として、みずからを律するため、令和6年5月1日から同年5月31日までの期間において、給料月額から町長は 20%、副町長は 15%を乗じてえた額を減額して支給するための条例を制定しようとするものでございます。議案第2号でご説明のことと同様の経過を踏まえ、提案するものでありますことをくみ取りいただきまして、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。これより質疑を行います。向井君。

○９番（向井紘一君）　先ほども言いましたが、今回質問を許されましたので、先ほど来から言ってますように、大変小さなミスから大きなことに繋がってしまったというのは非常に残念なことでございまして、理事者から、みずからの責任を律して、条例制定について、提案されました。私は、それは大変立派なことだと思います。さらには、やはりそれに携わった職員に対しても、やはりある程度の厳しさというのが求められると思いますので、その辺のことに対して、今ここで説明できる範囲内で、ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　本当に事実誤認ということ等々を契機にしまして大変重大な事案に発展したということのご指摘でございます。まさにその通りでございまして、深く私たちも反省するところでありますしそれから、このことに関係した職員についても、みずからもうすでに始末書という形の中で、反省の弁もいただいてるというところでございまして、まずはその辺りの経過含めまして、重く受けとめているということをご理解をいただければなというふうに存じております。さて私達の処分についてはただいま条例提案をさせていただいておりますけれども、関係をした職員、ここにつきましても、当然そのことに関わって参りました関与の度合い等々に応じまして、それぞれ処分を今検討してるところでございます。なお処分辞令のまだ交付の前でございますので、詳しい内容については、お知らせをすることできませんけれども、まずはその責に応じた中で、処分の方も決定をさせていただきたいというふうに存じておりますのでご理解をいただきたいと思います。先ほど町長からもございましたが、今回の処分については当然、これまで行ってきたことに対しての処分ということでありますけれども、この先、同じ過ちが起きないように、ということの重大さもですねかみしめながら、この後関係する職員の方にも、そういったことの対応をさせていただきたいと思いますし、役場全体の方でも、このことについて重く受けとめて、職員個々が、これから行う事務の執行にあたって、十分慎重に進めていただくような運び

の中で、対応して参りたいというふうに思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。その他ございませんか。苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　まずこの、給料月額から町長 20%、副町長は 15%ということですが、このパーセンテージにした考え方をちょっと教えていただけいただけますか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長森君。

○副町長（森　朋彦君）　今回のような事務執行上のミスで、様々と責任のとり方というのがございます。多分１つとして同じようなものはないというような中で、基準的なところは、明確なものはないのでありますけれども、似たような事案、これ全国的なところを見比べながら、それから、過去に今金町でも行われたような事案、そういったものを、総合的に勘案をした中で、今回の提案とさせていただいたというところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　この考え方をちょっとここで述べることがちょっといいのか、ちょっと判断に迷ったところなんですけども、公費として約 280 万円充てられるということで、町長と副町長のこの減額によってですね、生み出されるその額というのは、約 10 分の 1 になるかならないかというところにおいて、1 ヶ月という考え方の中でですね、それが多いか少ないかっていう議論が、これ許されるのかちょっと僕はわからない中でちょっと発言することが間違ってたら、大変申し訳ないんですが、僕一町民感情としてですね、これはその金額でいいのかなというような気はいたすんですが、その辺、ちょっと感情論になってしまうかもしれませんけども、最低でも 3 割というか 3 分の 1 程度っていうふうな考え方もあろうかと思いますがその辺は、そのような考え方にはならなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　ご指摘の件につきましては非常に私たちも心苦しいといいましょうか、いうところもございますけれども、このことの是非がいいか悪いかというところにつきまして私たちも、明確にですね、正しいとか、いうことは申し上げられませんけれども、今回の件につきましては今回のこのパーセンテージの中で、条例提案をさせていただいたというところでありまして、先ほど申し上げました通り、このことの判断は明確な基準は、ちょっと持ち合わせておりませんが、様々な事案等々勘案をした中で、妥当だろうというところの判断に立った中での提案というところになってございますので、よろしくお願いいたします。今、議員の方から、このことの質問として適切かどうかというようなお話もありましたけれども、私たちも弁解というふうにとられるのは少し本意ではないんですけれども少し触れさせていただきますと、職員として、行政の仕事に携わっているわけでありますけれども、少なからず、やはり先ほどからありましたけども、人間として、機関として携わっておりますけれども、実際その事務を、進めるのは人間というところでありまして、少なからずミスというのは、100%防げるものではないのかなというふうな感覚を持っております。

なのでそのことに甘んじるわけではないのでありますけれども、ある程度行政機関としても、そこのところのリスク、こういったものを考えていただくところがなければ、職員の方も思い切った、仕事がですね少し阻害されるんじゃないかなというのは、実は懸念もございますので、行ったことの責任は責任としてしっかりとさせていただきますけれども、そこのところの、今回で言うと、金額的なところの意味合いというのは、なかなか推し量るところができないというところが、私どもの正直なところでございます。判断するのは、議員の皆さんなり町民の皆さんかなというふうに思いますけれども、ぜひその辺りの、これも心情的なところのお話になって申し訳ないのでありますが、ぜひそういったところもご理解をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　私の考えでいきますとですね、先ほどもありましたけども関わった、その前にですね、まずこの経緯を見てもですね、町長副町長はじめですね、関わった職員の方々が何とかこの事案をですね、しっかりと受けとめて、何とかできないかというふうに動いたということは、この経緯を見ても非常にわかることだなというふうに思っていますし、一生懸命努力されたということは理解できるところであると思います。その中でですね、減額の額等々も、先ほど言いましたけども、町民の方々にですね、この事案によって、いろいろな再発防止等々ある中で、今ここでですね、町長副町長の部分の減給というお話をすることがですね、伝わりやすいかどうかというところで、僕個人の考えでいくと、関わった職員の方々の処分がこれからある。そして再発防止に関しても先ほどおっしゃられたように、再発防止策っていうものも考えられておるという中で、セットですべて決まってセットの上で町民の方々にこういうことがありましたが、このように、私達取り組みをして再発防止をしていって、このようなことがないようにしますという方がわかりやすいように感じるんですけども、そのような考え方というのは、あるか教えてください。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　理事者、特に町長は執行機関のトップでありますから、いろんな現場でいろんなことが起きるときの最初の責任者でありますから、こういう形でみずからの責任をはっきりしなければならないということもありますし、今回副町長については、私の方から減額をするっていう指示を出したわけではありません。副町長自身から、私も事務屋の統括のトップでありますので、非はありますということでの申し出があってのことであります。それから、職員についても先ほど言いましたけど、もちろん始末書なり私のところに報告もありました。職員もこれから関与に応じての度合いについての処分がありますけれども、職員についてはですね、失念、勘違い、いずれにしても迷惑がかかったことは間違いないので、そのことはしっかり受けとめてもらいたいんですが。私からは、ぜひこのことをですね、糧にしっかりとした仕事をこれからやっていこうということが、私は議会なり町民の皆さんに対しての一番の姿勢として持つべきことだと思っております。ただ、事象は事象でしっかり共有する

と。今回国営と農業委員会ですけれど他の課もいつもそういう仕事をしてるわけですから、なかなか完璧にいかない。だったらどうするかということは、内部の中で牽制をしたり、ダブルチェックなり、スリーチェックなりをする。それから、改めてこのことをしっかり受けとめるということがですね、町民の皆さんに対するお答えかなと思います。このパーセンテージについてはですね、多い少ないそれはいろいろだと思います。もっとという人もいるでしょうし、もっと少なくっていうのはないでしょうけども、それはもうとり方でありますけどこれは、今の理事者の姿勢として、セットでお願いをしたいと、このことが二度と起きないように、私も含めて取り組みたいという、職員も含めての意思だということでご理解いただければありがたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　その他ございませんか。質疑を終わります。質疑を打ち切り、討論を行います。討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第4、議案第1号についての採決を行います。

本案は原案の通り決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、議案第1号は原案の通り可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。

これをもって、令和6年第2回今金町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会　10時38分